

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月31日から同年8月1日まで

昭和40年4月1日にA社に入社し、41年8月1日に関連会社のC社に転籍となった。A社に入社後、平成13年2月28日に退職するまで勤務は継続していたにもかかわらず申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにC社が保管する退職金支給明細及び社員名簿から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和41年8月1日にC社へ転籍）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る昭和41年7月の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和41年6月の標準報酬月額）から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和42年6月15日、資格喪失日が45年9月15日とされ、この期間のうち、42年6月15日から43年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、42年6月15日から43年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日を42年6月15日とし、同年6月から43年3月までに係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から43年4月1日まで
昭和61年に私が作成した履歴書には42年4月からA社に勤務したと書いているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立人のA社C工場における厚生年金保険の被保険者期間は昭和42年6月15日から45年9月15日までとなっており、同期間のうち、42年6月15日から43年4月1日までについては、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているが、同事業所が保管する人事記録等から、申立人は申立期間当時、同事業所に勤務していたと推認できる。

また、A社C工場の総務担当者（昭和45年当時）及び給与担当者（同）は、従業員から厚生年金保険料を控除しているにもかかわらず、厚生年金

保険被保険者資格取得届を提出していないことに気が付き、事業主（同）に相談の上、遡って同届を提出した旨証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 42 年 6 月 15 日から 43 年 4 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録（昭和 42 年 6 月の標準報酬月額）から、1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を昭和 45 年 6 月に行った結果、社会保険事務所（当時）が厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づく処理を行ったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月 1 日から同年 6 月 15 日までについては、上記のとおり、申立人が A 社 C 工場において勤務していたと推認できるが、45 年 6 月に同事業所が行った厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出において、その遡及した資格取得日が 42 年 6 月 15 日とされている上、雇用保険の被保険者資格の取得日も同月 16 日となっており厚生年金保険の加入記録と符合していることから、事業主は申立人に係るこれら保険料を 42 年 6 月分から控除していたものと考えるのが自然である。

このほか、申立人に係る昭和 42 年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 42 年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 924

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から平成元年3月まで
昭和60年1月に事業所を退職し、何年か経過した頃に国民年金に再加入し、申立期間の国民年金保険料を数回に分けて納付した。当時、長男が私立高校に進学し、出費が重なるが無理してでも支払っておこうと思った記憶がある。未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を平成3年5月14日に行っていることが確認でき、この加入時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。このことは、上記の市が保管する国民年金被保険者名簿から、この加入時点において時効の完成していない申立期間直後の元年4月から2年3月までの国民年金保険料が3年5月31日にまとめて納付されていることが確認できることも符合している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る納付状況（納付時期、納付した期間、納付金額等）についての記憶が定かでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から同年 9 月 9 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成 6 年 8 月 1 日になっているが、同年 9 月 9 日の作業中に鉄材が頭に当たり、この日以降、けがにより出勤しなくなるまで同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間についても厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は申立期間において、申立てに係る事業所に雇用されていたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、その期中の平成 6 年 8 月 14 日に同年 8 月から 7 年 3 月までの国民年金保険料について全額免除の申請を行っていることが確認できることから、申立期間については厚生年金保険ではなく国民年金に加入していることを認識していたものとするのが自然である。

また、申立人は平成 6 年 9 月 9 日の勤務中に負傷するまで申立てに係る事業所に勤務していたと供述しているが、労働基準監督署の記録によると負傷年月日は平成 5 年 9 月 9 日となっており、申立人の主張と異なる。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事業所も当時の関係資料を保管しておらず、申立期間の厚生年金保険料について控除の事実を確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1566

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 7 月まで

申立期間当時はA事業所（現在は、B社）に勤務しており、当時1歳だった長男を病院に連れて行った時に会社の健康保険を使って診療を受けたことを記憶しているため、社会保険にも加入していたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言（複数）から、申立人がA事業所に勤務していたものと推認できるが、A事業所の事業主は申立人に係る資料は保管しておらず、申立人の勤務期間が特定できない上、厚生年金保険料の控除の事実についても確認できない。

また、上記の事業主は、申立期間当時は試用期間があった旨回答している上、申立人が同じ時期に勤務していたとして名前を挙げている同僚についてもA事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無く、この同僚が「勤務期間が短かったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言していることを踏まえると、事業主は必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票は無く、申立期間における健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人の勤務期間についての記憶は曖昧であるほか、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。